

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁	
050010	国際観光船(クルーズ船)において、一週の日程の中で、一旦入国したのち、外国に寄港し、再度入国する外国人の入国審査の緩和	出入国管理及び難民認定法第6条第3項	上陸の申請をしようとする外国人は、特別永住者等提供義務を免除される者を除き、入国審査官に対し、電磁的又は書面的方法によって個人識別情報(指紋及び写真)を提供しなければならない。	出入国管理及び難民認定法第6条に規定されている、「本邦に上陸しようとする外国人は、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受け、個人識別情報指紋、写真その他のものを提供することができる(指紋)を提供しなければならない」という箇所を運用について、国際観光船において、一週の日程の中で、一旦入国したのち、外国に寄港し、再度入国する外国人の入国審査取扱い内容の緩和。	長崎港においては、例年、多数の国際観光船の入港実績を上げているが、この法律の該当箇所の修正及び施行に伴う指紋採取及び写真撮影の実施は、乗客全員の対応に多くの時間を要するため、乗客にかなりの負担をかけるという現状にある。 特に、日本への入国手続きが複数回必要となるツアーの場合はその傾向が顕著であり、実際、この点を懸念するクルーズ運航会社が、長崎港入港を複数回にわたりキャンセルするといった事実が発生している。 この法律の該当箇所は、米国における大規模テロ発生に伴い、テロの未然防止のために設定されたものであるが、そもそもこの法律改正は、飛行機による空急用利用におけるチェックを厳しく行う空港主体のものではないかと懸念される。本件の国際観光船のクルーズのように、一定のまとまった団体が、一週の日程の中で複数回にわたり日本への入国・出国を繰り返すケースにおいては、最初の入国の際に個人識別情報を提供しているため、2度目の入国以降の取り扱いはほぼ連続を要し、迅速化を図ることとは十分可能であると推測される。 また、国の施策であるデジタル・ジャパン・キャンペーンを推進している流れに加え、平成20年10月に観光先が刷新されたなどの観立国を推進する動きがあるが、現在の取扱いはこの流れを阻害する一因となる懸念があることから、今回、この法律の運用について規制緩和を提案するものである。	C	I	上陸審査時に個人識別情報の提供を義務付けることは、テロの未然防止を主たる目的とするものであるが、同時に、政府として取り組んでいる不法滞在者及び外国人犯罪対策にも資するものである。この趣旨に基づき、「飛行機による空急用利用におけるチェックを厳しく行う空港主体のものではないかと懸念される。本件の国際観光船のクルーズのように、一定のまとまった団体が、一週の日程の中で複数回にわたり日本への入国・出国を繰り返すケースにおいては、最初の入国の際に個人識別情報を提供しているため、2度目の入国以降の取り扱いはほぼ連続を要し、迅速化を図ることとは十分可能であると推測される。」 また、国の施策であるデジタル・ジャパン・キャンペーンを推進している流れに加え、平成20年10月に観光先が刷新されたなどの観立国を推進する動きがあるが、現在の取扱いはこの流れを阻害する一因となる懸念があることから、今回、この法律の運用について規制緩和を提案するものである。	日本に寄港する直前に行方不明で入国審査を受けたこと、入国審査官の増員や受付時間の拡大など多数な対応ができていないか検討し、回答された。 また、管理コード050010に対する責省回答において、再入国許可書全体について見直すとのことであるが、その中で、本件提案の趣旨を再入国許可制度の見直しの中で考慮する余地はない。									1 0 3 2 0 1 0	長崎市	長崎県	法務省
050020	JETプログラム(ALT)卒業生の観光事業における就労機会の拡大	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号第20条、出入国管理及び難民認定法第15条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格を有する外国人は、その在留目的の活動を要して、新たな活動を行うことを希望する場合には、在留資格の変更を申請し、原則として、陸審査基準(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号)の基準を定める省令(以下「省令」と呼ぶ)に定める活動に相当する理由があるときに在留資格の変更が許可される。	ALTとして「教育」の在留資格で就業していたJETプログラムの卒業生が、観光事業で就業できるように、「人文知識・国際業務」の在留資格の取得を可能にいただきたい。	観光庁設立に伴い、今後需要が拡大していくと思われる観光事業において、日本の成長産業であるJET卒業生を活用する。特に「教育」の在留資格でALTとして就業していたJET卒業生は、日本文化にも精通しており、今後、日本の観光事業の発展に十分に寄与すると思われる。彼ら彼らはJETプログラムの終了後も日本の就業を希望しているが、就業先が見つからず、やむを得ず帰国するという現状があり、JETプログラム卒業生、観光事業での就業ができるように「人文知識・国際業務」の在留資格の取得を可能にいただきたい。	D	-	JETプログラムにより在留資格「教育」で在留していた者が「人文知識・国際業務」への在留資格変更許可を受けられることは可能である。ただし、その際には出入国管理及び難民認定法別表「人文知識・国際業務」の項の「欄」に掲げる活動に該当するなどの要件を満たす必要がある。就業先が該当していない者は在留資格「人文知識・国際業務」に該当しない。								1 0 6 9 9 1 0	株式会社(ウナグループ) / シャード・キャビネット	東京都	法務省		
050030	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1の5	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定された在留資格を有し、かつ、その者の看護を受けその者の父若しくは母又は配偶者たる者若しくは外国において当該在留資格を有する者と共に本邦に滞在するものに限る。)は、在留資格「特定活動」をもって在留を許可している。	成長産業分野の外国・外資系企業に勤務する者、別企業で3年以上の同職種の業務経験を有する場合、外国の企業から同社の日本支店への海外転勤・派遣を目的とする在留資格「企業内転勤」について、要求される当該企業における関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このよから、成長産業分野における海外からの新たなビジネス手法やマネジメントシステムの導入の促進は、今後の地域経済の活性化・発展において極めて重要である。 上記に加え、兵庫県は、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する海外転勤・派遣を目的とする在留資格「企業内転勤」について、要求される当該企業における関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	C	I III	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。									1 0 7 1 0 6 0	兵衛商事	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省	
050040	「企業内転勤」の転勤前関連業務経験要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店、その他事業所において1年以上に継続して別表第1の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。	成長産業分野の外国・外資系企業に勤務する者、別企業で3年以上の同職種の業務経験を有する場合、外国の企業から同社の日本支店への海外転勤・派遣を目的とする在留資格「企業内転勤」について、要求される当該企業における関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このよから、成長産業分野における海外からの新たなビジネス手法やマネジメントシステムの導入の促進は、今後の地域経済の活性化・発展において極めて重要である。 上記に加え、兵庫県は、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する海外転勤・派遣を目的とする在留資格「企業内転勤」について、要求される当該企業における関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	C	III	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。									1 0 7 1 0 7 0	兵衛商事	兵庫県	法務省 厚生労働省	
050050	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第25条	法務大臣は、再入国許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとなる日から3年を超えない範囲においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年と延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学生等への出張も多く、頻りに再入国申請を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 再入国許可全体について、平成20年3月に提言された法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、見直しを行い、措置することであるが、再入国許可の期間の上乗せは短期間と合わせ、あるいは申請に基づいて再入国許可の有効期間の延長を可能とすることで、研究者の負担を軽減していただきたい。	C	I	右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。										1 0 7 2 0 2 0	兵衛商事、たつの市、上郡町、役用町	兵庫県	法務省
050060	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けなければならない。また、10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専門学校等の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。 また、外国人が母国の文化に精通する者又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に相当する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労する外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等に参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を希望しているが、長期滞在の目的が社会的活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する旨に請求される実務経験年数を数値緩和し、緩和し、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等に参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を希望しているが、長期滞在の目的が社会的活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する旨に請求される実務経験年数を数値緩和し、緩和し、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	C	III	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。										1 0 7 2 0 3 0	兵衛商事、たつの市、上郡町、役用町	兵庫県	法務省 厚生労働省

05 法務省(特区第14次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理運営番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁
050070	売春行為の条件付き合法化特区	売春防止法第1条～3条、5条～16条	売春防止法第1条～3条、5条～16条	売春防止法により、国内で禁止されている売春行為について、一定の要件を満たした場合には特区区内での営業を認可する。具体的には国に認可された自治体内の特定地域の建物内における、指定設備を有する室内で売春行為の営業を許可する。	(1)提案理由 出会い系サイトなど形を変えた売春行為が公然と行われるようになり、何らかの規制をしない限り社会秩序が悪化する一方である。 性に関する情報提供が広範囲に性的サービスを提供する場が少ないため、性の低年齢化や性的対象者の拡大による性感染症の蔓延、性犯罪などの原因となっている。 売春防止法により売春行為そのものが違法とされているため、従事する業者や利用者が置き引きや暴行などの被害にあっても警察に訴える事ができず、売春防止法による規制がかえって危険な状況をつくり出している。 ソープランドなどで、売春行為が行われているにも、「本人同士の合意」があれば行われる事ができているため、売春防止法による規制が有名無実化する実態に野放し状態になっている。 憲法で保障された国民が幸福を追求する権利、具体的には独身者や身体障害者が性行為をする権利を侵害している。 刑罰に課せられる行為を有罪とする一方で売春行為の合法化は、性犯罪の減少が期待できストレスの少ない社会が実現できる。 (2)代替措置 ・特区区内での「売春行為における業務の適正化に関する規則」を定める。	C	I	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に照して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を毀し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだす」と規定してあり、同法第1条は、同法第3条の趣旨をみだすものである。近年における韓国での合法化事例によっても、女性の基本的な人権等の問題は生じていない。仮に不適当として現行法を維持したとしても、国内での外国人女子の不法就労者減少のための努力義務を怠る事になるので、利益に反している。 「性犯罪の原因及び減少については根拠に欠ける」という回答については、否定のための主観的考察である。また他の項目については何の説明もされていない。従って不適当とする回答は合理性に欠けており再検討を要するものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	要望事項については、前回答のとおり、女性の基本的な人権の尊重や社会の善良な風俗の維持という観点から慎重な検討が不可欠であること、特定地域において売春行為を合法化すべき必要性も相当性も認められず、要望事項を認めるのは不適当と判断するを得ない。	右の提案主体からの再意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「検討が不可欠」と言いながら、「必要性も相当性も認められない」とする論理は矛盾しています。 「女性の基本的な人権の尊重や社会の善良な風俗」という概念は、時代などによって変遷を遂げたものではないのです。合法化により国民が受け取るべきサービス、権利の否定は、憲法で保障された幸福の追求権・職業の選択の自由など、国民の基本的な人権を法務省自身が否定することになります。これらの問題は実現された未来社会のデータが証明していくもので、最初から必要性がないと断定されるものではありません。否定の根拠となる問題点が深遠としており、提案が否定されるに十分な内容ではありません。真摯に回答して下さい。		個人	青森県	警察庁 法務省		
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。	商業・法人登記は許認可申請の前段とされる場合が多く、定款作成と登記簿の許認可申請は行政書士が行う一方、間に挟まれた商業・法人登記だけが司法書士が行うという現実、正に業務問題によって国民の利便を阻害し負担を加重する弊害となっている。 平成20年6月2日には「資格者業務が細分化される中で、実業者参入への適切な対応が、利用者である国民の利便性の向上に資する機会もあると指摘する」と、国民(会社)の権利義務を保全しつつ上記問題を解消するための現行制度をどう改善するかが議論の焦点であった。 そこで規制改革要望本年6月(5075002)において主張したとおり、試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設したうえで「行政書士業務に付随する商業・法人登記のより比較的簡単な登記に限定した、行政書士への同業務の部分開放を提案する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するために実施しており、司法書士名簿に合格した行政書士が、司法書士名簿に登録された上で、司法書士を兼業することに支障はない。 必要な知識及び能力を有すると認められない者に商業・法人登記手続の代理を認めるとは、申請を代理する者の質の低下を招き、関連しない登記が選りだされることを懸念して代理を依頼する国民の利便を阻害することになり、かえって規制改革の趣旨に反すると考える。	試験制度の見直しや認定行政書士制度の創設を否定し、能力担保の方法を司法書士制度に限定するが、それでは規制の緩和という観点から、現行の制度を維持するだけでは不十分か、京都府を特区とし、行政書士に対し一定期間研修を行ったうえで商業・法人登記業務を行わせ、その業務知識の向上に資する研修の費用の負担を商社にお願いし、関連しない登記が選りだされることを懸念して代理を依頼する国民の利便を阻害することになり、かえって規制改革の趣旨に反すると考える。		個人	京都府	法務省			
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書(他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない)に照準して、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は許認可業務に必要な、法人のあり方内容を一層理解出来る立場にあり、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に含む要件を充足できる内容で行なければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に照する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益になり利便の増進に資すると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に及ぼすべきではありません。 商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するために実施しており、司法書士名簿に合格した行政書士が、司法書士名簿に登録された上で、司法書士を兼業することに支障はない。 必要な知識及び能力を有すると認められない者に商業・法人登記手続の代理を認めるとは、申請を代理する者の質の低下を招き、関連しない登記が選りだされることを懸念して代理を依頼する国民の利便を阻害することになり、かえって規制改革の趣旨に反すると考える。		個人	広島県	法務省				
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び当該業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書(他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない)に照準して、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また当該業務等を通じ法人の実体の形成過程に関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に含む要件を充足できる内容で行なければなりません。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に照する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委任するよりも、国民の利益になり利便の増進に資すると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する省益優先の既得権益に及ぼすべきではありません。 商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法はもとより、商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	司法書士試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判断するために実施しており、司法書士名簿に合格した行政書士が、司法書士名簿に登録された上で、司法書士を兼業することに支障はない。 必要な知識及び能力を有すると認められない者に商業・法人登記手続の代理を認めるとは、申請を代理する者の質の低下を招き、関連しない登記が選りだされることを懸念して代理を依頼する国民の利便を阻害することになり、かえって規制改革の趣旨に反すると考える。		個人	広島県	法務省				

05 法務省(特区第14次 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合にあって、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでないに反して例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の成り立ちに関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する公益優先の既得権益に及ぼすべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I				C	I						個人	広島県	法務省
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合にあって、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでないに反して例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の成り立ちに関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する公益優先の既得権益に及ぼすべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I				C	I					個人	広島県	法務省	
050080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合にあって、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容は司法書士法第73条第1項但書他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでないに反して例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	行政書士は法人等に対し多様な業務を通じ多様な側面から継続的に接触し、その実情を他の士業者より多く知る立場にあります。また相談業務等を通じ法人の成り立ちに関与しています。行政書士が行う許認可業務の要件は複雑で多岐にわたり、商業・法人登記はその許認可に合う要件を充足できる内容で行わなければならない。当初から関与している行政書士が業務に付随する範囲内で登記に関与する方が、許認可に精通していない司法書士に登記を委ねるよりも、国民の利益になり利便の増進に繋がると考えます。全ては国民の利益のため、この強い意志があるならば前向きに検討していただきたい。貴省は縦割行政に起因する公益優先の既得権益に及ぼすべきではありません。商業・法人登記業務の開放は国民の利益のためという観点から考えると、行政書士の業務実態を把握しながら、行政書士に業務遂行能力があるか否かを広島県において一定期間実証実験を行うよう措置を講じるべきであると考えます。	C	I				C	I					個人	広島県	法務省	
050090	商業・法人登記業務の行政書士への開放(オンライン申請に限定したもので結構)	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	1. 現在、公認会計士に認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めたい。 2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通達を出して頂きたい。 3. 試験的に特区にて実施することも検討して頂きたい。 4. 貴府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。	日本は長期にわたる景気低迷を経て、「起業しやすい社会」を目指して大きな制度改革を行ってきました。会社法の制定はその代表で、最低資本金の撤廃などは起業したいと思う市民にとってチャンスが大きく広がったものといえます。しかし、その反面、会社の登記を依頼することが出来る専門家は司法書士とされており、起業家の方々の多様なニーズに応えることができていません。行政書士は、営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようにすれば、起業家の時間・費用節約することができます。また、本質的な業務は「会社の憲法」とも言われるように、会社の最終事項を決定する重要な書類です。行政書士は、会社の定款を作成する専門家であり、日本公認人連合会から業務として定款の代行作成することが可能である旨の公式見解が出されています。このように、行政書士は、定款等で決定した事項を、単純に登記情報に反映させるだけの定型申請であるといえます。また、商業登記法についての知識が行政書士に担保されていないとするのであれば、行政書士に研修を授けるということも可能だと思われれます。なお、貴府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したもので結構です。司法書士でも、オンライン申請に習熟できていない事務所が多数あることから、司法書士以外にも国民の受益の拡充を図る必要性が高いと考えられます。	C	I	右の提案主体からの意見を講まえ、再度検討し回答させていただきます。	登記に関する能力担保について、ご回答に疑問がございます。私は、先の要望にて、行政書士に登記法の研修を授けることを提案させて頂きました。これに対して法務省の回答は、司法書士の試験科目を理由として要請を拒否するものでした。しかし、一方で、公認会計士・弁護士・裁判所OB等は、司法書士試験に合格せずとも、その資格または無試験で司法書士登録ができることにより、商業登記を代理して行えます。そこで、法務省に2点ご質問があります。1. なぜ、これらの方々に商業登記の代理が行えて、行政書士には不可とされるのでしょうか。2. 法務省の考える「専門的な法律知識」とはいかなるものか、ご教授ください。			C	I	右の提案主体からの再意見を講まえ、再度検討し回答させていただきます。				個人	滋賀県	法務省